

2021年度

アトリオみなみおかこども園 重要事項説明書

教育・保育の提供を開始するにあたり、当園より説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者の運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 神童福祉会
代表者氏名	理事長 北川定行
法人の所在地	大阪府豊中市刀根山4-1-1
法人のTEL/FAX番号	06-6843-6000 / 06-6845-3406

2. 事業の目的、理念等

事業の目的	すべての子どもと子育て家庭の支援が必要となった。国が人づくりの原点として「幼児教育」に力を入れると同時に、こども園においても幼児教育機能の充実が期待される。幼児期の子どもたちにとって、複数の集団の中で、共同の学びを体験することが重要である。「子どもの最善の利益を守る」ことを目的とし、子どもの育ちに沿った教育及び保育を展開する。
理念	<ul style="list-style-type: none"> ・平和と共生を目指す、寛容で自立した人間の育成を目指す ・子育て家庭支援と地域連携で、子育て環境を豊かに創造する
基本方針	<p>うれしい たのしい みんなといっしょ ～アトリオ（中庭）で共に育つ子ども・おとな・地域の仲間～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しなやかな体を育てる ・基本的生活習慣を育てる ・すじ道だてて考える力を育てる ・豊かな感性を育てる ・協同の学びへの意欲と態度を育てる
保育方針	幼保連携型認定こども園教育・保育要領との整合性を図りながら、全体計画、指導計画を作成し、教育・保育を実施するとともに、教育・保育内容を一層充実させるように努める。

3. 施設の概要

名称	アトリオみなみおかこども園		
所在地	大阪府豊中市新千里南町2-7-1		
TEL/FAX番号	TEL 06-6832-1171 / FAX 06-6832-1181		
施設長氏名	園長 村野 光子		
認可定員(学級編制数)	0歳児	10名(1学級)	3歳児 30名(1学級)
	1歳児	25名(1学級)	4歳児 30名(1学級)
	2歳児	25名(1学級)	5歳児 30名(1学級)

利用定員 (年齢別)		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	1号認定 子ども定員	—	—	—	1名	1名	1名
	2号認定 子ども定員	—	—	—	29名	29名	29名
	3号認定 子ども定員	10名	25名	25名	—	—	—
自己評価の 概要	・職員による保育内容等の自己評価を定期的実施しています。						
研修実施状況	園内研修、外部研修を実施						
認可年月日	2019年3月31日			事業所番号			

4. 開園日・開園時間・教育休業日・休園日

(1) 1号認定子どもについて

開園日	月曜日から金曜日
教育標準時間の休業日	土曜日及び次の長期休業日 夏季休業日 7月21日～8月31日 冬季休業日 12月25日～1月7日 春季休業日 3月25日～4月7日 ※園長が認めたときは上記の休業日を変更することがある。
教育標準時間	午前9時00分～午後2時00分
預かり保育となる時間帯	教育標準時間認定：午前7時00分～午前9時00分 午後2時00分～午後7時00分
時間外保育となる時間帯	閉園後
休園日	日曜日、祝祭日、12月29日～1月3日

(2) 2号・3号認定子どもについて

開園日	月曜日から土曜日(但し教育提供日は月曜日から金曜日)
開園時間	午前7時00分～午後7時00分
延長保育となる時間帯	保育標準時間認定：午後6時00分～午後7時00分 保育短時間認定：午前7時00分～午前9時00分 午後5時00分～午後7時00分
時間外保育となる時間帯	閉園後
休園日	日曜日、祝祭日、12月29日～1月3日

*感染症流行時の対応については別紙「ほけんのしおり」を参照ください。

*当園のiPadの時刻が基準時間となります。各自で時間合わせをお願いします。

(3) 暴風警報発令時、震度5以上の地震の対応について

①保育開始(午前7時)前に暴風警報が発令されている場合は休園となりますが、警報が解除された時点から保育を実施します。ただし、この場合は給食を実施しません。弁当を持参してください。

②保育開始後(保育中)に暴風警報が発令された場合は原則として休園となり、保護者の皆様にご連絡させていただきます。速やかにお子様のお迎えをお願いします。

③震度5以上の地震が発生した場合は休園となります。

※1号のお子様は（暴風警報以外の警報・特別警報が発令された場合も①・②の対応になります）

5. 教育・保育を提供する時間

教育・保育を提供する時間は、次のとおりとします

1号認定子ども、及び、2号認定子どもに係る教育時間	午前9時00分～午後2時00分 ※1
1号認定子どもの預かり保育時間	午前7時00分～午前9時00分 又は 午後2時00分～午後7時00分 ※2
2号・3号認定子ども（保育標準時間）に係る保育時間	午前7時00分～午後6時00分
2号・3号認定子ども（保育短時間）に係る保育時間	午前9時00分～午後5時00分

※1号認定子ども及び2号認定子どもの教育時間以外の保育時間と、3号認定子どもの保育時間は園に届け出た記載の保育を必要とする利用日時以外、若しくは土曜日等家庭で保育が可能な日は、家庭保育にご協力ください。

※1 1号認定子ども及び2号認定子どもは教育時間の始まる午前9時には登園してください。

教育時間は4時間です。午前9時～午後2時のうち1時間は食育の時間です。

※2 上記時間帯以外においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は、時間外保育を提供します。時間外保育の利用にあたっては、通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。

6. 施設の概要

敷地	全体	2,019.70 m ²		
	園庭	482.50 m ²		
建物	構造	鉄骨造 二階建		
	延べ面積	1080.30 m ²		
施設の内容	乳児室・ほふく室	1室	保育室	3室
	乳児室	1室	遊戯室（ホール）	1室
	調理室	1室	幼児用トイレ	2室
	調乳室	1室	多目的トイレ	2室
設備の種類	全室冷暖房（0.1歳児室床暖房あり）、ダイニング、組立プール、エレベーター			
その他	一時保育室			

7. 教職員体制

職務	常勤※	常勤者の資格	非常勤	非常勤者の資格	備考
園長	1人				
主幹保育教諭	2人	教諭・保育士			
保育教諭※	19人	教諭・保育士	6人	教諭・保育士	
看護師	1人				
事務員他	1人				

当園では、「豊中市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例」「豊中市家庭

的保育事業等に関する設備及び運営に関する基準を定める条例」「豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※常勤の労働時間：就業規則第 33 条を参照。

※保育教諭（主幹保育教諭を含む）の経験年数：別表 1 参照。

8. 保育計画

年齢ごとに年間・月間・週間計画を作成。また当園では、園児たちの主体的な「話し合いによる保育」を実践するため、年度毎・クラス毎の細かな教育・保育内容（製作物等含む）は異なります。

9. 障がい児等支援の必要な児童の保育について

集団保育可能な児童について、関係機関と連携しながら必要に応じて個別計画を作成し実施します。また、集団での教育・保育を通して特段の配慮が必要だと判断した場合、当該児童の保護者に専門機関等への相談や検査受診をお勧めすることがあります。

10. 毎日の保育の流れ

一日の保育の流れについては別紙「こども園のしおり」を参照してください。

11. 送迎について

(1) 個人送迎について

- ① 個人送迎については、事前に届け出をされた登降園時間を守ってください。
- ② 道路交通法第 14 条第 3 項に、幼児の保護責任者は交通頻繁な道路などで幼児を遊ばせたり、ひとりで歩行させたりすることを禁止すると規定されています。法遵守をお願いします。
- ③ 1 号、2 号認定子どもは午前 9 時からの教育時間に大幅な遅刻をしないよう登園してください。
- ④ 個人送迎は原則的に届出された成人の方（20 歳以上）が行ってください。その際当園発行の ID カードを携行してください。また、他の方が送迎される場合は事前にお知らせください。連絡がいただけないときは、保護者の方に確認の連絡をさせていただきます。
- ⑤ 登降園管理システムとして「コドモン」を利用しています。登降園時には当園所定場所に設置された iPad への打刻を忘れずに行ってください。なお、打刻は必ず保護者が行ってください。これに従わず iPad 等を故障又は破損させた場合、新規購入又は修理費用を請求させて頂く場合がございますので予めご了承ください。その他利用方法等の詳細は別紙を参照してください。
- ⑥ 登降園の打刻を失念した場合、職員が確認・記録した登降園時間に基づいて打刻時間を修正いたします。その場合多少の誤差が生じることがありますので、必ずご自身で打刻してください。なお、上記誤差により発生した料金等についてもお支払いいただきますのでご注意ください。
- ⑦ 自転車による送迎の場合は、原則的に園駐輪場を、自家用自動車による送迎の場合は、園駐車場（必ずアイドリングストップ）を利用してください。また、駐車可能台数に限りがありますので送迎時の短時間利用のみとします。
- ⑧ 登降園時、子どもの引き渡し後は、速やかに退出ください。
- ⑨ 登降園、子どもの引き渡し前後に、子どもを園庭、園舎等の敷地内で遊ばせないでください。
- ⑩ 近隣の迷惑となるので上記駐車場及び駐輪場での利用者同士の立ち話はお止めください。
- ⑪ 事故防止のため上記駐車場、駐輪場内での子どもの遊びは厳禁とします。尚、当園は上記駐車場・駐輪場における第三者への賠償責任は一切負いません。
- ⑫ 園の通用門は静脈認証によるオートロックとなっています。事前に静脈登録を行ってください。出入りの際の扉の開閉は必ず保護者がしてください。
- ⑬ 参観日・夏祭り、保護者会役員会等、行事開催日の自動車・自転車での来園は禁止とさせていた

できます。ただし、時間制限付きの全面駐輪場とする場合があります。その場合、都度お知らせします。

(2) 駐車（輪）上の使用について

ア. 車の場合

①駐輪場への右折入場は禁止です。

②道路を通行する人・車の確認をし、出来るだけ後ろ向きで駐車してください。

③玄関よりも遠くの駐輪場から使用してください。

イ. 自転車の場合

①駐輪する手前でスピードを緩め、後方を確かめて止まってください。

②駐輪場入り口側の駐輪場に、園舎側より横向きに駐輪してください。

③多くの方が駐輪できるよう整理して並べてください。

ウ. バイク（単車）

①自転車と同様に駐車してください。

※お子さんは乗せないでください。

エ. ベビーカーの場合

①正門玄関向かって左側の置き場を利用してください。

【留意事項】

※園の駐輪場ですが、乗車する皆様の運転マナーが大事だと思います。お互いに、運転者として、保護者として事故の無いように安全を心がけてください。

※駐輪場内での事故に対する責任は持てませんので、利用する方は各自で責任をもって使用して下さい。被害者になっても加害者になっても心に傷が残ります。

※駐輪台数に限りがあります。各自、短時間駐車を心がけ、速やかな移動で次の方に気持ち良く譲って下さい。なお、駐輪場が混み合った場合にはお声がけをさせていただきますのでご協力をお願いします。

※駐輪場が満車の場合、駐輪場に入るまでハザードランプをつけて待ってください。

※行事（入園式・ふれあいひろば・夏祭り・運動会・発表会・つくってあそぼう・懇談会・保護者会役員会・卒園式等）の時は、車は止められません。

12. 年間行事について（年度により多少変更する場合があります。）

行事については別紙「こども園のしおり」を参照ください。

13. 園外保育について（行き先、日程、持ち物、費用等の詳細は実施予定日前に改めてご案内します。）

① 3～5歳児クラスは、観光バスに乗って園外保育に行きます。

② 5歳児クラスは、7月～9月の期間に宿泊保育を予定しています。

14. 昼食等について

昼食・おやつ	給食は毎日実施しています（月1～2回の弁当日を除く）。行事等に合わせて弁当の持参をお願いする日があります。ご協力をお願いします。献立は毎月のお便りで保護者の方にお知らせします。
アレルギー等への対応	アレルギー、その他の事情により給食食材に配慮が必要な場合は、除去または代替え食品で対応します。なお、アレルギー対応食の場合、医師の診断書を概ね6ヶ月ごと（年2回）に必要としますのでご提出下さい。
衛生管理等	・集団給食施設届出を豊中市保健所へ提出しています。 ・大量調理施設マニュアル基準に沿って衛生管理基準の作成を行います。

	<ul style="list-style-type: none"> ・日々の健康管理、確認及び検便検査の実施（月に1回）による調理従事職員の健康管理を徹底しています。 ・調理室の清掃整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。
--	---

15. 入園時に必要な書類等

- ・保育の事由証明書
- ・住居・保護者の連絡先を確認するもの（児童家庭状況票）
- ・児童の体調を確認するもの（健康管理票）
- ・特定保育料の加算と実費徴収についての同意書
- ・重要事項説明書に関する同意書
- ・利用申込書
- ・自動払込利用申込書

16. 家庭と園との連絡について

園からの連絡は、おたより（園だより・クラスだより・保健だより・給食だより）又は「よい子ネット」や「コドモン」による連絡機能などでお知らせします。さらに、0～2歳児クラスは、「連絡ノート」で家庭と園の様子を伝えあいます。

*緊急に連絡する場合がありますので、必ず連絡先を園に知らせておいてください。

※コドモンを利用しての欠席連絡について

コドモンの連絡機能を利用しての欠席連絡をお願い致します。

家庭保育の場合と病欠の場合で手続きが異なりますので、ご確認の上、正しくご利用ください。

(1) 家庭保育の場合

- ①画面下部の「連絡」を選択し、種別を「都合欠」にしてください。
- ②期間を選択してください。
- ③その他の情報は備考欄に記載してください。

(2) 病欠の場合

- ①画面下部の「連絡」を選択し、種別を「病欠」にしてください。
- ②期間を選択してください。
- ③病名・症状を選択してください。
- ④具体的な症状を共有するために園に電話をしてください。

17. 保護者の方が用意するものについては、別紙「こども園のしおり」を参照ください。

18. 保護者との交流会について

行事やできごと等についてお知らせし、保護者のご意見（感想等）をいただく用紙を配布します。クラスごとの懇談会を実施します。また、希望において個人懇談会を実施します。

19. 健康診断について

当園では以下の内容で健康診断を行います。身長・体重は毎月測定します。

クラス	内容
0歳～2歳児	・内科健診 6・9・12・3月、

	・ 歯科検診 5月
3歳～5歳児	・ 内科健診 9・3月、 ・ 眼科検診 5月、 ・ 耳鼻科検診 5月 ・ 歯科検診 5月
4歳～5歳児	・ 尿検査 6月

20. 料金について

① 口座振替について

入園後の料金支払いは、原則的に銀行口座自動振替にて行います。

ゆうちょ銀行の口座自動振替をご利用いただきます。

口座からの引き落とし日は毎月20日です。(20日が銀行休業日の場合、翌営業日)

② 基本保育料_※1(1・2・3号認定子ども)

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料月額をお支払いいただきます。

(幼児教育・保育無償化の対象者は基本保育料をお支払いしていただく必要はありません。)

基本保育料の徴収は各市町村の条例に基づき、特定負担額や実費と併せてゆうちょ銀行口座自動振替で代行徴収いたします。

③ 特定負担額：別表2参照

④ 実費徴収費：別表3参照

※口座振替申込手続には約1か月の期間が必要となります。そのため、手続完了までの間は当園が指定する口座への振込をお願い致します(手続未了の方にはお声がけします)。また、基本保育料確定前に口座自動振替データ入力締切日(4月15日)が到来する場合、一時的に豊中市が規定する当該子どもの最大保育料を徴収し、保育料確定後直近の口座自動振替日にて精算させていただきます。

21. 利用の終了について

当園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了します。

- ① 1号・2号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき
- ② 3号認定子どもの保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③ 利用料等の支払いの滞納が社会通念上相当な期間を経過したとき
- ④ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

22. 入園後の手続きについて

次の場合は園へ速やかに届出をしてください。

- ① 家庭状況に変更があった場合
- ② 認定区分の変更を申請する場合
- ③ 転園を希望する場合
- ④ 園に届け出ている就労先に変更があった場合

23. ご利用に際し留意していただきたいこと

毎朝の体温等の確認	登園時には必ず検温し、健康状態の確認を行ってください。
発熱のある場合について	体温が38.0℃以上ある場合は登園を控えてください。また、登園後、38.0℃を超えた段階で、お迎えの連絡をさせていただきます。又、38.0℃以下の発熱であっても、目が赤くはれたり、体に発疹があった

		り、感染症の疑いがある時やその他必要と判断をした時は保護者の方に連絡をさせていただきます。
体調不良の場合		発熱の有無に関わらず体調不良の兆候が観られる場合にも、お迎えを連絡することがあります。
感染症について		麻疹（はしか）・水痘（水ぼうそう）・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・インフルエンザ等指定の感染症にかかった場合は登園停止期間を経過してから、医師から登園可能の了解を得た上で登園してください。
投薬について		医療行為にあたるため、原則投薬は行いません。ただし、医師の処方を受けた薬に限り、医師の指示に基づき行うことができます。園所定の「くすり依頼票」を記入していただき職員に直接お渡しください。
（一）連絡ください	欠席する場合、登園が遅れる場合	当日に欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、午前9時までに連絡してください。
	お迎えが遅れる場合	なるべく早めに連絡してください。連絡がなくても延長保育料が発生することがあります。
	ご家庭でケガをした場合	発生状況をお知らせください。ケガの状態の確認もさせていただきます。

24. 賠償責任保険の加入

当園では、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度（幼児クラス：3～5歳児のみ年額200円）に加入するほかに、以下の保険に加入しています。

保険会社	大阪府社会福祉協議会
保険の種類	事業者総合保障制度

25. 緊急時の対応方法

- ① 保育中に容体の変化等があった場合は、必ず保護者に連絡します。
- ② あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、学校医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

学校医（内科）	医院名 医療法人 廣仁会 じきはらこどもクリニック 氏名 理事長 直原 廣明 ・ 医師 湯川 知秀 所在地 豊中市新千里南町2-11-7 電話 06-6871-1250
学校歯科医	医院名 やまざわ歯科クリニック 氏名 山澤 直邦 所在地 豊中市西泉丘3-2-21 電話 06-6866-8211
学校医（眼科）	医院名 山口眼科 氏名 山口 哲男 所在地 豊中市新千里北町2-21-3 電話 06-6872-0670
学校医（耳鼻科）	医院名 ひらの耳鼻咽喉科医院 氏名 平野 雅彦 所在地 豊中市桜の町1-5-13アメティビティ 1階 電話 06-6846-1881

学校薬剤師	医院名 門真クリニック あいわ診療所 氏名 中西 美慧 所在地 大阪府門真市新橋町 2-12 電話 06-6908-0721
救急隊	管轄消防署名 豊中北消防署 所在地 豊中市岡上の町 1-8-24 電話 06-6853-2345
警察署	管轄警察署名 豊中警察署 所在地 豊中市南桜塚 3-4-11 電話 06-6849-1234

26. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応します。		
避難訓練	月 1 回実施		
防災設備	自動火災報知機	誘導灯	非常用電源
	ガス漏れ報知器	非常警報装置	非常通報電話
避難場所	豊中市立南丘小学校		

27. 教育・保育内容に関する相談・苦情

相談・苦情受付担当者	主幹保育教諭 田畑 樹理		
相談・苦情受付責任者	園長 村野 光子		
第三者委員	玄関に掲示		
受付方法	面接・電話・文書等の方法で相談・苦情を受け付けます。		

28. 守秘義務及び個人情報保護の取り扱い

(1) 法律に基づいて定めた個人情報管理規程に則って取り扱います。特に、市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用します。

(2) 転園等をする場合、児童の個人情報を必要な範囲で転園先に提供することがあります。

(3) 園ホームページや SNS (Instagram、Twitter 等) を更新する際は写真販売において、教育保育の様子がわかる写真を掲載することがあります。主目的は教育保育の様子を公開する点にありますが、園児の顔や姿が写った写真を使用する場合があります。その際には名前が特定されないよう十分配慮しますが、それでも顔や姿が写った写真が公開されることに抵抗がある方は事前に申し出てください。

29. 一時保育事業

満 1 歳～就学までの未入園のお子さんの一時預かり保育をしています。

30. 子育て支援事業 (アトリオ smile サポート)

事業内容	スマイルサポーターの認定を受けた支援員による養育に関するお悩み相談室を実施します
対象	地域の子育て家庭、一時預かり事業利用者、保護者など
実施日及び実施時間	毎週木曜日の 14 時 00 分～15 時 00 分
実施場所	アトリオみなみおかこども園の相談室
利用料	無料

31. その他

ボランティア 実習生	園では実習生や職場体験、ボランティア等を受け入れています。 子どもたちや、保育に支障の無いように行います。ご理解をよろしく お願いします。
---------------	---

〈別表 1〉

保育教諭の 経験年数	10 年以上	5 年以上 10 年未満	5 年未満
人数	5 名	3 名	16 名

〈別表 2〉

本園独自の保育料

(入園後に園則変更により料金改定される場合には、改定後の料金が適用されます。)

項 目	対象児童	月 額	支払方法
教育保育充実費	1 号・2 号認定子ども (ただし、2019 年 4 月 1 日以降に本園へ 入園した児童に限 る。)	7,000 円	毎月：口座振替

別表 3

(入園後に諸物価変動等の理由で料金改定される場合には、改定後の料金が適用されます。)

項目	対象	金額 ※5	支払方法※1
給食費	1号認定子ども	300円× 月の献立数	毎月：口座振替
主食費	2号認定子ども	月額2,000円	
副食費	2号・3号認定子ども	月額5,500円	
延長保育料※6 (18:00~19:00)	利用者(1・2・3号認定こども)	1回 200円※2	都度：現金徴収
預かり保育料	預かり保育利用者(1号認定こども)	1時間毎 200円 ※3	
休業日保育料	1号認定こどもで休業日に園を利用する者	①午前9時~午後2時まで 1,000円 ②午後2時~閉園まで 1時間毎 500円 ※3	
時間外超過料金※6	利用者(1・2・3号認定子ども)	10分単位で超過毎に 500円	
敷布団(エアマット)利用料※4	お昼寝を必要とする子ども	月額550円	
シーツ		780円	
カラー帽子(UVガード付き)	1・2・3号認定子ども	900円	都度：現金徴収
おたよりポスト		300円	
クォーターパンツ(半ズボン)	1歳児以上	2,000円	
クレパス	2歳児以上の必要な子ども	590円	
のり		180円	
ハサミ		400円	
半袖体操服		2,000円	
長袖体操服(白)	2歳児以上	2,400円	
長袖体操服(青)		3,000円	
長ズボン		2,500円	
連絡ノート	3号認定子ども	200円	
カーディガン	3歳児以上の必要な子ども (2歳児でも必要な子どもは購入可能)	3,900円	
リュックサック	3歳児以上	4,200円	
道具箱	3歳児以上の必要な子ども	430円	

※1 徴収方法が現金徴収から口座振替に変更する可能性があります。

- ※2 朝の延長保育は、2号・3号認定こどもの保育短時間の延長保育料に準じます。
- ※3 給食の提供がありますので給食費は別途かかります。おやつまでの利用の場合、おやつはサービスで提供致しますが、年度途中で実費負担に変更となる可能性もあります。予めご了承ください。
- ※4 敷布団はエアお昼寝マットを使用します。
- ※5 標記用品価格は現行の参考価格です。なお、写真は業者による販売です。詳細は別紙を参照してください。
- ※6 延長保育料や時間外超過料金等は登降園管理システム「コドモン」がインストールされている当園の iPad への打刻時間が基準となります。登園時・降園時には打刻を忘れずに行ってください。なお、延長等発生時間間際の混雑が予想されますが、打刻順番を待っている最中に基準時間が経過した場合でも延長等の対象となります。十分な時間的余裕をもった登降園をお願い致します。
- ※口座自動振替により徴収した料金の領収証は、口座への記帳を以ってこれに代えさせて頂きます。また、現金徴収した料金の領収証は、延長保育料、預かり保育料、休業日保育料、時間外超過料金については当園指定の領収証を発行します。その他は園指定の雑費袋が請求書兼領収書となります。なお、徴収方法の変更等があった場合には領収証の発行に関しても変更となる場合がございます。予めご了承ください。

令和 年 月 日

社会福祉法人神童福祉会

アトリオみなみおかこども園

園長 村野 光子 様

私は、アトリオみなみおかこども園における教育・保育の提供を受けるにあたり、
重要事項の説明を受け、同意しました。

保護者氏名

印

住所

児童との続柄

児童名

児童名

児童名

アトリオみなみおかこども園 利用申込書

令和 年 月 日

(宛先)

社会福祉法人神童福祉会

理事長 北川定行 様

住所	〒
申込者名 (保護者名)	
電話番号	

次のとおり施設の利用を申込みます。

利用児童名	ふりがな
生年月日	年 月 日
性別	男 ・ 女
施設名	
利用期間	年 月 日から*小学校就学前まで *入所施設の受入年齢が、小学校就学前に満たない時はその時まで。